

鳥獣対策の試験研究に係る協定書

島根県中山間地域研究センター（以下「センター」という。）と国立大学法人島根大学教育学部（以下「教育学部」という。）は、センターが有する鳥獣に関する研究試料やデータ（以下「研究試料等」という。）の利用について次のとおり協定を締結する。

- 1 この協定は、教育学部が行う野生鳥獣の行動・生態調査、被害対策技術の開発及びセンターが所有する研究データの再解析に関する研究（以下「試験研究」という）を対象とする。
- 2 教育学部はセンターに対し、試験研究の計画書をセンターに提出し、センターがこれを認めた場合、教育学部は、研究試料等を無償で 사용할 ことができる。
- 3 教育学部は、研究試料等は試験研究に限り使用するものとし、取扱いあつたてはこれを適正に管理するものとする。
- 4 教育学部は、試験研究が終了したときは、研究成果をセンターに報告することとし、研究により得られた研究資料等の活用については、研究センターと教育学部が協議して定めるものとする。
- 5 研究センター及び教育学部は、試験研究の実施過程におけるノウハウ等に係る知的財産権、発明等の技術的成果の取り扱い等については、研究センターと教育学部が協議の上決定をする。
- 6 この協定の有効期間は締結の日から令和9年3月31日までとし、教育学部からの申し出により研究センターが認める場合は、更新できるものとする。
- 7 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、研究センターと教育学部が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、研究センターと教育学部が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和8年6月3日

島根県飯石郡飯南町上来島 1207

島根県中山間地域研究センター

所長 門 脇 孝



島根県松江市西川津町 1060

国立大学法人島根大学教育学部

学部長 縄 田 裕 幸

